

義門師前後——真宗聖教の国語学的考察の変遷——

能 美 潤 史

目 次

はじめに

一 義門師について

二 「タノム」について

三 「タスケタマヘ」について

四 義門師前後

おわりに

はじめに

真宗大谷派の学僧であった義門師（二七八六—一八四三）は、宗学はもちろんのこと、とりわけ国語学の分野において多大な功績を収めた人物である。その国語学的業績の一端を示すとすると、今日では周知となっている「未然」「連用」等といった日本語の活用を整理、体系化したことがまず挙げられるであろう。

そこで、本研究では国語学に造詣の深い義門師が収めた成果によって、義門師前後で真宗聖教の国語学的考察のあり方がどのように変化していったのか、その変遷の過程を探り、そこから今後の課題

義門師前後

を見出し提示したい。しかしながら、「真宗聖教の国語学的考察」というと、いささか全体像を把握しづらい感がある。そこで本小論では、「タノム」及び「タスケタマヘ」の二つの語にターゲットをしぼり、この二語に対する国語学的考察のあり方が、義門師を契機としてどのような変遷をみせたのかということについて論究していくことにする。実際、義門師もこの二語の註釈にはことのほか労力を注いでおり、これらの語をターゲットとすることの意義は非常に大きいといえる。

一 義門師について

義門師の生まれは若狭小浜の妙玄寺であるが、寺は兄が継職し、義門師自身は寛政十一年（一七九九）に丹後の寺に入寺している。しかし、まもなく寺務は養子に譲り、自らは学問に専念して、その間、内外の典籍を広く学んでいる。文化四年（一八〇七）、実家妙玄寺を継職していた兄が死去し、義門師が実家に戻り妙玄寺を継ぐこととなったが、師はすぐに上京し、高倉学寮で本格的に宗学研鑽

一

に励んだ。しかし、そこで師が痛感したのは聖教を解釈するための国語学的知識の必要性であり、文化七年（一八一〇）、ついには江戸に赴き、本居春庭に師事して国語学を修めるに至っている。

その後、国語学に基いての真宗聖教の解釈に努め、その成果として『真宗聖教和語説』、『末代无智御文和語説』等を著し、真宗聖教の国語学的考察という分野を大きく前進させた。また、日本語の活用を綿密に研究した著書『活語指南』は国語学の進展に大いに寄与するところとなり、その成果により国語学者としての地位も確固たるものとなった。しかしながら、義門師の国語学研究はあくまで聖教を正確に理解しようとするところに動機があり、義門師の求めたものは国語学の成果ではなく、その成果に基いて聖教を読み解いていくところにあつたわけである。

義門師やその業績についての研究は既に多くあるが、わけでも三木幸信氏の膨大な研究成果は、その緻密なこと、まさに義門師研究の金字塔といえる。

ところで、三木氏のなされた研究は今回の「義門師前後」というテーマに照らせば、義門師本人及び義門師以前が研究の中心であり、とりわけ義門師本人とその著述が研究の対象であつた。そこで本研究では、義門師以前から以後という流れの中で、真宗聖教の国語学的考察の変遷ということをテーマに掲げたのである。便宜上、「タノム」及び「タスケタマへ」の語を取り上げることとしたが、前述の如く、義門師もこの二語を殊に重く取り扱ったという事実がある。

それは義門師が宗学研鑽に励む中で国語学の必要性を痛感したという時期が、かの三業惑乱の騒然とした雰囲気のみまだ冷めやらぬ時節であつたことに起因することは明らかであり、そのことからしても、「タノム」・「タスケタマへ」の二語の国語学的解釈に特に力を注いだことは当然のことといえる。それでは以下に、各語について考察を進めたい。

二 「タノム」について

「タノム」及び「タスケタマへ」の語は、蓮如の『御文章』に頻繁に用いられた表現であるが、これらの語が特に問題とされるのは、「タノム」・「タスケタマへ」の表現は衆生側からの希願・請求の義にあたるのではないかという理解の存在によつてである。他力義を根本に据える真宗教義にあつて、かような理解が生じたことはゆゆしき事態であり、蓮如使用の「タノム」が自力の表現ではないことを多くの学匠達が論証しようとした。その論証の一視点として国語学的視点というものが存在したのである。それについては後述することとし、まずは聖教における「タノム」の語の使用例を確認しておく。

はじめに、宗祖親鸞の著述から「タノム」の語の用例をいくつかみてみると、例えば次のようである。

一、仰可憑斯、專可行斯^②

二、難治三病者、憑大悲弘誓^③

三、本願他力をたのみて自力をはなれたる、これを唯信といふ用例一、及び二からすると、「タノム」の語が「愚」の字訓として用いられていることが分かり、この「愚」の字義は「タヨル」「マカセル」であり、そこにこちらからの依頼や請求の義は存しない。また、用例三の文意からは、「タノム」の語に「信」の字が配当できることが分かる。あるいは、「行巻」六字釈において、「帰説」の語の左訓に「ヨリタノム」とあり、またしばしば「帰」の字に「タノム（反）」という左訓を施していることから、親鸞において「タノム」の語は帰依信順を表すものであったことが窺える。

このように親鸞にあつては明らかに他力義を表す言葉として用いられた「タノム」の語を、蓮如も『御文章』において、相当に高い頻度で使用している。

では蓮如の『御文章』における「タノム」の使用例の一部を以下にみる。

- ・ただひとすぢに阿弥陀如来を一心一向にたのみたてまつりて^⑤
- ・阿弥陀如来をふかくたのみたてまつるべし^⑥
- ・ただ一心に阿弥陀如来をひしとたのみ^⑦
- ・後生たすけたまへとたのみまうす^⑧

この他にも、『御文章』における「タノム」の語の用例はその数枚挙に暇がないが、「三業惑乱」に代表されるがごとく、この『御文章』依用の「タノム」の語を衆生からの希願・請求の義で理解しようとするものが現れたことが問題の発端であり、そのような理解・

主張を破するためになされた論証のうち、ここでは国語学的視点からのものを見ていきたい。

ここで義門師の『末代无智御文和語説』を抜くと、そこから義門師以前の状況、及び義門師の主張を窺うことができる。まず、義門師以前の状況としては、「タノム」の語義をその語源から、あるいは古歌中の使用例から窺おうとするものが専らであったことが分かり、実際に原文を見てみると、まず前者については『願生帰命辯』を破そうとした寶嚴師の『帰命本願訣』を例に出し、次のように述べている。^⑨

『帰命本願訣』二、「タノムト云言ハ、元来タノムト云ガモトヂヤ。タノミハ田ノ実デ、米ノコトヂヤ。米ハ人ノ命ニカカハルタノミアル力ニナルモノ故、ソノ力ニナルタノミノミヲ転ジテ、マミメモノ通音デタノムト云フ言ガ出来タモノ」トイフ。
(中略) ソンナ事ヲバナルホドト思ヒ、コレコソ欲願ノ趣ト云ヘルヲ破スル一助ト、実意思ヒ込ミタモノトミユル。帰命辯ヲ破ル志ハ殊勝ナレドモ、一向言ノ譯ガ通用シニクキ事ナリ。

ここで『帰命本願訣』に主張される、「タノム」の語源を「田の実」にみようとする説は、「田の実、つまり米は人間の命を支える全てであり、人間は米に全てをまかせなければ生きてはいけない、その米を表す「田の実」を語源とする「タノム」は、へ全てをまかせるという意味となるのである」という論理展開を持っている。このような主張に対して義門師は、先ほどの原文の通り、「一向言ノ譯ガ

通用シニク事ナリ」とこの論を否定している。その理由として、「タノム」の語は古くはあまり「タノミ」という連用形での使用が少なかった事に触れながら、次のように述べている。^⑩

其活キハタノム・タノムルトハ活ケドモ、タノミトハ更ニ更ニ曾テ用ラカザル詞デアルコトナルニ、田ノ実ト云フガ本ヂヤナドト云テハ、タノメ・タノムルト計リ活キテ、タノミトハ活カザル方ハイカガセン。爾バコノ田実ノ説、長ク用ウベカラズ。

ここでいう「活キ」とは、現在でいう「活用」のことである。古くは「タノム」の語が「タノミ」という連用形で使用される頻度が少なかったことを指摘し、そのような「タノミ」が語源に連なるであろうかと反論している。実際に古書における「タノミ」の語の衆寡は現時点で私自身知り得ていないが、体系立った言葉の活用形という視点を中心にして語を見つめる態度は、語源説や訓詁学的視点が大勢を占めた当時にあつては斬新なものであったといえる。

また、語源説については「田の実」の説と双璧をなした主張に、「手呑む」の説がある。これについても『末代无智御文和語説』において、古歌に「タノム」の語義を求める例と関連をもたせながら、次のように述べられている。^⑪

近頃真宗應問録ト云一小冊ヲ書タ僧アリテ、夫ニハタノムト云フハ、本ハ手呑ノ義ナリ。手呑ムトハ手ニ水ヲスクヒ飲ム事。凡ソ人渴シタル時、水ニ向カフニ不淨物、又毒ナドノ疑聊モアラバ、掬ヒ飲ム事能ハズ。露計リモ疑フ心ナケレバコソ、手ニ

掬ヒ飲ムコトヂヤ。爾バタノムハ疑ハズ信ズル事。(中略)伊勢物語ノ歌ニ「山城ノ井出ノ玉水手ニ結ビタノミシカヒモナキ世ナリケリ」。コレ手呑ムノ義ヨリイデテ、人ノ心口言バヲ信ジ、タノミニセシ甲斐ナシトナゲキタル意ヂヤト申ス義ガ立テアル。

この「手呑む」の説に対しての義門師の反応は以下のものである。^⑫

手呑ノ義ヲカケタルハ、歌ノ句ヒ趣向デコソハアレ、是ヲ以タノムト云言ノ根本ヲ説カントスルハ不可ナリ。モシコノ説ガ宜クバ、カノ田ノ実ノ説ナドモ、古今ニ「ノチマキノヲクレテ生マル苗ナレドアダニハナラヌタノミゾトキク」トヨミタル歌ナドニヨリテ、牽強シテ立テナバ、随分一理アリト云様ニナラフケレドモ、コレモタノムト云言ハ連用言ノタノミガ田ノ実ニ云カケラレルノヲ幸ニ趣向ヲ付タ歌ノ風情デコソハアレ。何分タノムト云言ヲバ、タノミト云ガモトナリト云説ハ用ラレヌナリ。

このように、古歌の中、特に掛け詞という特殊な状況下での使用例をそのまま「タノム」の語義として捉えようとする説に異を唱えている。また、ここには挙げないが、同書の別の箇所では、先ほどの例のような非常に古い時代の歌の用例を引いて、後の世の言葉にも古歌と同じ語義を当てはめようとする手法に対しても、批判が展開されている。^⑬

「田の実」・「手呑む」の両説は義門師以前の書物の処々に見られ

るものであるが、それでは義門師はそれらを否定した上で、自身は「タノム」の語をどのように理解していたのであろうか。それを示すものが次の記述である。^⑭

タノミト云フハ、コレハ麻行四段ノ用ラキ言ナリ。コレハタノミト云フハ、連用言ナリ。連体言ナレバ、タノム心・タノム思ヒ・タノム人ナドト、ムノ音ニナルナリ。タノムノムハ連体言バカリニ非ズ。裁断言ヲモ兼ルナリ。時ニ裁断言デタノムトバカリ云フ時ハ、タノメ・タノムルト下二段ニ活ク。他ヲシテタノマシメ、アザムク気味合ノ言ト同言ナレドモ、コレハ其場處々デ忽ニ知レル事ナリ。ソノタノマシムル方ハ、タノミトハ絶ヘテ用カヌ。

ここであるという裁断言とは、活用形の終止形のことである。そこで、この内容をごく簡単に整理してみると、以下のようにまとめられる。『御文章』に使用される「タノミ」とは、マ行四段活用 of 語であり、活用形であれば連用形である。もし連体形であれば下に体言が接続し、活用語尾は「ム」となる。しかし、「タノム」の形は連体形だけではなく、終止形も同じ形である。ただ、終止形の形でいえば、同様の終止形を持つ、下二段活用 of 「タノム」も存在する。しかし、下二段活用 of 「タノム」は「人にあてたよりにさせる」の義であり、また「タノミ」とは活用しない。よって『御文章』依用の「タノム」は四段活用 of 語である。

このように、義門師は活用 of 上から「タノム」の語を四段活用 of

語であると定めた。しかし、その指摘のみでは、蓮如使用 of 「タノム」がなぜ帰依信順の義となるのかは、いまだ不鮮明である。しかし、そのことについては国語学的視点からは、これ以上あまり詳しくは述べられていない。師は「タノム」を四段活用 of 語と定めた後は、親鸞使用 of 「タノム」も四段活用であることを述べ、その使用例を挙げた上で、蓮如もそれを継承したと指摘するのみである。また、『類聚名義抄』 of 「帰」 of 字 of 訓が「タノム」であることも示してはいるが、「タノム」が他力義となること of 根拠はやはりあまり色濃く述べられてはいない。

しかし、ある意味で物足りなさともいふべきものを感じるという、そのような見方は国語 of 体系立った活用形というものが周知となつた現在の状況下からのものであり、活用という捉え方が確立されていない当時、「タノム」 of 語 of 活用を定め、それが親鸞使用 of ものと活用であり、蓮如もそれを継承したのであると示すことで、論証としては相当な進展あるものとして提示されたものと思われる。現在からすれば、『御文章』と同時代 of 書物における「タノム」 of 語 of 使用例 of 精査、あるいは『御文章』に多大な影響を与えたことが指摘される書物『三部仮名鈔』^⑮における「タノム」 of 語 of 使用例と『御文章』 of それと of 比較等が必要であろう。前者については『時代別国語辞典』や国文学、国語学者 of 室町言葉 of 研究により、一定 of 成果が outcomes されており、後者についてはまた稿を改めて論じたい。

それでは、活用という視点を確立した義門師以後の様子をみてみる。原口針水師は自身の著書『タノム考』^⑦において、義門師の活用形の整理、確立という業績に言及し、それを承けて自らはタノムの語について、四段活用ของものが信順、下二段活用ของものが請求の義であるという理解を示している。活用に注意する視点を踏襲したことは義門師の手法を継承したといえるが、しかしながら、実際に『タノム考』において、四段活用のタノムの使用例として例示されたものには、下二段活用のタノムがかなり混入しており、両活用の混同が顕著である。ここから義門師の国語の活用の整理、確立後、その成果が即時スムーズに知識として共有されたわけではないことが分かる。原口針水著、島地黙雷校正の『タノム考』においても、いまだ言葉の定格という概念がはつきりとは呑み込まれていないことから、逆言すれば、義門師の成果がいかに先駆的なものであったのが窺える。

しかしその後、例えば足利義山師は『真宗安心三十題啓蒙』において、針水師の『タノム考』を参考にしたことを述べつつ、活用語尾の変化に着目しながらタノムの語の分析を行っており、^⑧後に義門師の成果を方法として着実に継承していった字匠がいることがわかる。

このタノムの語については、現在に至るにその解釈は議論穏やかであり、蓮如使用のタノムは四段活用のものであり、宗祖同様に帰依信順の義で用いられ、そもそも当時は四段活用のタノムはこちら

からの依頼の義で用いられることはほぼなかった、つまり、蓮如使用の「タノム」もまた「あてたよりにする」の義で用いられたのであるというところで落ち着いている。

前述のように、『三部仮名鈔』との表現法の差異という点ではいまだ論究の余地があるが、それは別稿に譲り、とりあえず次の「タスケタマヘ」の語の考察に移ることにする。

三 「タスケタマヘ」について

「タスケタマヘ」という表現は、「タノム」と比較しても、国語学的にかなり多角度から考察されてきた語である。また、「タノム」については義門師以前に主流であった語源説を師が批判し、持論を述べるという展開であったのに対し、「タスケタマヘ」については、むしろ義門師以後に国語学的にはその議論活発を極めていゝ。タスケタマヘの国語学的考察については既に別稿にて述べており、^⑨若干重複する内容も出てくるが、今回、新たな問題提起も含んでいることから、一部再論になることをご容赦いただきたい。

ここでもまず義門師の『末代无智御文和語説』の記述をみてみたい。義門師は「タスケタマヘ」について次のように分析している。^⑩

タスケハ加行下二段ノ活キユエ、ケト云フガ次ノタマヘト云用言ヘツキタルナリ。(中略)タマヘ、コレハ言ノ自体ノ義ハ、タマト云処ニアリ。玉ト云モノハ寶玉ニテ、貴ムモノユヘ、ソコデ貴重シテ云言バニ、自ラ用ル様ニナリタモノナリ。

まず動詞「タスク」について、カ行下二段の活用であり、ここではタマヘという用言へ続く、つまり連用形であるとしている。そして、タマヘという語の原意を寶玉に求め、そこから尊敬語として用いられるようになったことを述べている。さて、次に義門師は「タマフ」について以下のような二種を定めている。^②

一ニハ、ハ・ヒ・フ・ヘト四段二用コレハ他ニ付ケテ云言。

二ニハ、ヘ・フ・フル・フレト活ク下二段ナリ。此時ハ自ニ付ケテ云。

つまり、「タマフ」に四段活用と下二段活用の二種があるという指摘であるが、この後義門師は具体的に聖教から四段活用のものでして「住シ給ヒキ」の語、下二段活用として「キ、給ヘキ」の語を抽出して説明している。その説明を要約すれば、同じ助動詞「キ」に接続していても、ここでは「給ヒ」と「給ヘ」というように、四段と下二段という活用の違いがあり、四段活用の場合はいわゆる尊敬語となり、下二段活用の場合にはいわゆる謙讓語となるという説明がなされている。そして、「タスケタマヘ」の「タマヘ」については四段活用の「タマフ」の希求言（現在でいう命令形）とした上で、同じ四段活用の希求言の用例であるとして「教我正受」の「我正受ヲ教ヘ給ヘ」を挙げている。そして、義門師にあつては、「タスケタマヘ」の語の解釈は、^③

此佛タスケ給ヘトアルハ、御助ケ下サリマセイト申。

となっている。この「御助ケ下サリマセイ」という結論のみをみれ

ば「タスケタマヘ」が希願・請求として理解される可能性もあるが、ただこれに続けて、^④

シカシ、口デ発言スル意デ、別ニ意念ヲ企テ構ルノト云事ニ非ルハシレタ事ナリ。

と述べ、「御助ケ下サリマセイ」といっても、意業に訴えてのものではないことを補足している。

以上が義門師における「タスケタマヘ」の語の理解である。複言するが、義門師が「タスケタマヘ」の語について、活用形を定め、「タマフ」に二種の用法をみ、ここでは四段活用の希求言であることを指摘したことは当時画期的かつ先駆的所見である。「タスケタマヘ」をカ行下二段の「タスク」の連用形と、四段活用の「タマフ」の命令形から成るものであるとした指摘は現在でも全く異論はない。しかしながら、「タノム」の語の場合と同様に、ではなぜ「タスケタマヘ」が意念を含むことのない他力義の表現になるのかについて、国語学的視点からの決定的な文言は見当たらない。

ただ、『末代无智御文和語説』には、「タスケタマヘ」について、義門師以前に主張されていた説が紹介されており、義門師は同書においてそれを強く非難している。その主張とは「タスケタマヘ」の「ヘ」に関するものであり、同書によれば、^⑤

此ヘノ字ヲ、ハ・ヒ・フ・ヘ・ホノ通音デ、給ヘト云フハ、給フト信ズルコトチャト云

というものであり、つまりこれは、「タスケタマヘ」の「ヘ」の音

は「ハ・ヒ・フ・ヘ」と変化するものであるから、「タスケタマヘ」とあっても、「タスケタマフ」と同義ともいえ、「仏タスケタマヘ」とあっても、「仏タスケタマフ」の意であるのだという、かなり乱暴な説であった。これは、義門師以前、国語の活用 of のなんたるかが定まらぬ中で出された奇説であるといえる。義門師はこのような乱暴な言葉の捉え方を、「言葉ノ定格ガ立ヌ」として強く非難した。この説に関しては原口針水師の『タスケタマヘ考』^⑤でも否定されるのだが、しかし、この「タスケタマヘ」は「タスケタマフ」に通じるのだとする説は思いの外すぐには消え失せず、後に瓜生津隆雄氏が興味深い記述を残している。それは瓜生津氏が若い頃「タスケタマヘ」について学んだ折、「タスケタマヘ」を「タスケタマフ」と同語として学んだというものである。該当箇所を以下に示してみる。^⑥

「タスケタマヘ」を「タスケタマフ」と同語と見ることは、「ハヒフヘホ」の音通によるものであると教示せられた。当時、私は国文法を学んだ先入観があつて、「タマヘ」と「タマフ」を同語と見ることは活用形を混乱するもので、「タマヘ」は命令形で希求言、「タマフ」は終止形で裁断言であり、言葉の活用には定まった法則があつて活用形を音通で自由に終止形に置き換えることは許されていない。宗学とは、かかる独断の学問かと不審を抱いたものである。「タスケタマヘ」は信順の義で理解すべきである指南は、すでに『御裁断の御書』によって知られていたが、「タスケタマヘ」は「タスケタマフ」と同形で

あるとの説明は初めてであった。

このように、ハ行の音通から「タスケタマヘ」と「タスケタマフ」を同語同義とする指南が、少なくとも瓜生津氏が宗学研鑽を始めた頃、まだ一部には残っていたようである。しかし、この記述からも分かるように瓜生津氏はこの説を否定的に捉えており、そこで同氏は「タスケタマヘ」をどのように解釈したのかといえば、それは「文選読み」という漢文訓読法を用いた解釈であった。実はこの文選読みを用いた解釈をはじめて提示したのは梯俊夫氏であり、梯氏が提示した文選読みの説を瓜生津氏も支持した形である。それではこの文選読みの説を以下に簡潔に紹介してみる。

文選読みとは、一つの熟語（漢字）を音と訓で並読し、その音と訓の間に「の」あるいは「と」という助詞を挟む訓読法である。瓜生津氏も漢籍『千字文』を引いて文選読みの例を出しており、その箇所を以下に示してみる。^⑦

天地玄黄を、「テンチのあめつちは、ゲンコウとくろくきなり」
宇宙洪荒を、「ウチュウのおおぞらは、コウコウとおほいにひろし」

このように読むものが文選読みという訓読法である。この時、一つの熟語を音と訓で読んでいるのであるから、ここの例で言えば「テンチ」あめつち・「ゲンコウ」くろくき・「ウチュウ」おおぞら・「コウコウ」おほいにひろし」という構図が成り立ち、この時、助詞の「の」や「と」は「||」に置き換えることが出来る。文選読

みを利用した説とは、『御文章』中に見られる「タスケタマヘトタノム」という表現について、「タノム」は信心を表す他力義の表現であると規定した上で、この文選読みの構図を「タスケタマヘトタノム」にも見て、「タスケタマヘトタノム」は、「タスケタマヘ」タノム」である、とする説である。瓜生津氏はこのことを以下のように述べている。²⁸

いま「タスケタマヘトタノム」の「ト」の助詞も音訓並読の用い方で、「タスケタマヘ」は即ち「タノム」（信順）意味の義を表す。従って、真宗においては「タスケマヘ」は信順を表す用語となったのである。

この文選読みの説については、これまで国語学的視点から説の可否を論じたものは私の管見の限り見当たらない。そこでこの説について、既に別稿にて私見を述べているが、簡潔な形で若干ここに再論したい。

文選読みとは既に述べたとおり、一つの語を助詞の媒介により重複して読むという特殊な読法であり、奈良時代、南都の僧侶によって始められた読法とされている。この文選読みによって「タスケタマヘトタノム」に「タスケタマヘ」タノム」の構図をみようとするものが梯氏が立論した文選読みの説である。しかし、そもそも文選読みとはその大原則に「音訓両読」という原則がある。「タスケタマヘ」も「タノム」もともに訓であり、文選読みの基本である音訓両読の形から外れている。確かに文選読みもその歴史の中で、だん

だんと形の崩れた垂文選読みという垂流の読み方が登場するのであるが、それは訓の簡素化や擬音語の使用といった程度のものであり、どれほど垂流なもので音訓両読の原則から外れたものは確認されていない。このことから、「タスケタマヘトタノム」を文選読みとすることはできない。また、文選読みは「一つの語を重複して読む」ものであるが、「タスケタマヘトタノム」は「助給」・「憑」のようにそれぞれの語をそれぞれに読むものであり文選読みと同じ構造とはいえない。このように文選読みによる立論は、文選読み本来の構造から逸脱するものであり、この説は成立し得ないものであるといえる。

文選読みの説は成立しえないことを簡単に確認したが、ここで取り上げた「タスケタマヘトタノム」の語について、しばしば以下のような評価がなされている。それは「タスケタマヘトタノム」の表現は、「タスケタマヘ」を「トタノム」の語で承けているのであるから「タスケタマヘ」は信順を表す「タノム」の語の内容を表しており、「タスケタマヘ」も信順を表す語として理解出来るというものである。これは「タスケタマヘトタノム」の表現によって「タスケタマヘ」に信順の義をみていくものであるが、例えば帖内『御文章』をみると「タスケタマヘ」の語は三十一回用いられているものの、「タスケタマヘトタノム」という表現がとられている箇所は半分にも満たず、また、『御文章』において「タスケタマヘトタノム」の表現の初出以後も、他の表現も多く使用されており、蓮如自身に

とつてもこの表現を非常に特化して用いたものとは思われない。そこで「タスケタマヘトタノム」の語をあまりに特化して、この表現のみを根拠として「タスケタマヘ」に他力義をみることも適当とは言えない。

さて、ここまで普通、文選読み、「タスケタマヘトタノム」の表現法、といったような、いくつかの考え方を紹介し、それに対する若干の私見を述べた。それではここで義門師の指南にもう一度立ち返りながら、「タスケタマヘ」の語についてその他になされた考察をみていきたい。義門師は「タスケタマヘ」という表現を、加行下二段活用の動詞「タスク」の連用形と、ハ行四段活用の尊敬の補助動詞「タマフ」の希求言（命令形）から成るものであると規定した。この時この「タスケタマヘ」の語に解釈を与えようすると、それはこの「タスケタマヘ」の語の凝視からは解釈は生まれてこない。凝視のみにとどまることによって、一度は音通による解釈というような誤った方向性も生じてしまったのである。

そこで、「タスケタマヘ」を解釈するにあたり、その語が出された状況、あるいは前後文脈を意識したい。しかし、「タスケタマヘ」の語が出される状況という意味では、すでに興味深い論が過去提示されている。それは、「タスケタマヘ」の語を他力義で解釈するにあたり、その根拠を『竹取物語』の文言の中に求めようとするものである。この考え方は義門師とほぼ同時代の、平戸光明寺の拙巖を嚆矢とするといわれるのだが、現存する拙巖の著作の中からは該当

箇所は今のところ見出せず、拙巖に端を発しているのかは定かではない。ともかくもこの説の概要を述べると、大臣がかぐや姫のために燃えない衣を手に入れ、かぐや姫がその衣を本物か確かめようと「やきて試みん」と翁に言い、翁からそれを伝え聞いた大臣が「はやきてみ給へ」という言葉を述べるのだが、この「はやきてみ給へ」の「給へ」が「タスケタマヘ」の「タマヘ」に通じるというのである。つまり、かぐや姫からの「やきて試みん」という言葉に対して大臣が「はやきてみ給へ」という発言をしているが、この「はやきてみ給へ」の「給へ」は、ここでは相手の願いを許諾する義であるとし、そうすると『御文章』の「タスケタマヘ」の「タマヘ」も阿弥陀仏からの「汝を救いたい」という先手の願いに対する許諾の「タマヘ」となるので、『竹取物語』での用法と通じるというのである。この説は広く受け入れられたようで、原口針水著『タスケタマヘ考』、東陽圓月著『寶章論題』等にもこの説が引かれている。例えば『寶章論題』には『竹取物語』の原文を出すとともに、以下のような説明が付されている。^⑧

凡そたまへの辞、その二義に通ず。一には希求の義、他流に用ふる所この義なり。二には許諾の義、他の言ふ所を納受してこれに違せず。その言のまゝに任せて許可し、然諾するなり。

このように、ここでは「タマヘ」の語について、語の発せられた状況から解釈していくという方法がとられており、これは語の凝視という方法に比して、表現の解釈としてより適切な方法であるといえ

る。

しかしながら、この『竹取物語』を用いた主張にも梯俊夫氏から以下のような批判が加えられている^①。

真宗聖教とは質的に何等の交渉を持たず、然も『御文』製作年代から遠く六百年も遡った弘仁・延喜の間の作といはれる『竹取物語』の中からたった一例を選出するに過ぎないのである。(中略)然も許可の義だといふ「やきてみたまへ」は敬意の添った命令と解釈して一向文意をそこなふとは思はれないものである。(中略)偶々「タマへ」といふ語が共通するといふ所から、全く因縁のない物語の中の一文「やきてみたまへ」の解釈結果だと称するものを「タスケタマへ」に嵌めようとするのは、甚だ危険な独断であらう。

梯氏の以上のような批判や、また、それとは別に『竹取物語』の「やきてみたまへ」を許諾義に解釈すること自体を問題視した論文も出されている^②。

たしかに『竹取物語』の文章に根拠を求める説は多く問題を含んでいるようである。しかし、だからといって『御文章』の「タスケタマへ」について、阿弥陀仏から先立つ願いがまずあり、「タスケタマへ」はそれに対して発せられている言葉であるというこの構造が変わることはない。現在、『竹取物語』を引くことはなくとも、この構造から「タスケタマへ」の語に許諾義をみているものは多い。そこでここでは『新編安心論題綱要』「タノムタスケタマへ」を、

やや長文であるが、以下に例として出してみる^③。

「たすけたまへ」とは、「おたすけください」という意味ではあるが、「・・・してください」という表現には、注意を要する。「・・・してください」は、目下に対しては命令となり、目上に対しては懇願をあらわす言葉となるのが普通ではあるが、この表現が常に命令や懇願をあらわすとは限らない。命令や懇願となるのは、「・・・してください」と発言する側に、まず「・・・させたい」「・・・してほしい」という欲求がある時である。ところが、逆に相手側からの「・・・したい」「・・・させてほしい」という意志表示を受けての「・・・してください」という発言であれば、それは命令や懇願ではなく、相手の要請を承諾して受け入れる(許諾)という意味になるのである。衆生の側にまず「たすけてほしい」という欲求があり、それに基づいて「どうかおたすけください」と懇願(希願請求)する発言と、仏の「必ず救う」という本願を承けて、「(お心のままに)おたすけください」と承諾した発言とは、同じ言葉ではあっても意味が全く違う。『教行信証』「行文類」に「言発願回向者、如来已発願回施衆生行之心也」とあるように、衆生の思いに先だって阿弥陀仏の願いがあり、その願いを受けての「たすけたまへ」であるから、許諾なのである。

このように、ここでも仏と衆生の関係から、「タスケタマへ」について許諾義をみている。

それではここで、「タマヘ」という補助動詞の許諾義に関して、若干の考察をしてみたい。先ほどの『竹取物語』の例は問題があることからここでは用いず、ごく簡単な例文で考えてみたい。まずAとBという人物があり、Aが上司、Bがその部下であるとする。そこでBがAに対して「この仕事を私にやらせて下さい」とお願いをし、Aが「やりたまえ」と言ったとする。この「たまえ」といわゆる相手の願いを受け入れる許諾義の一つとして理解してよからうと思う。さて、ここで注意したいことがあるのだが、それはAとBとの関係である。この例文では、Aが上司、Bがその部下であり、Bの方からAに対してお願いをし、Aがその願いに対して許諾する旨の「やりたまえ」という語を出している。たしかにここに許諾義の「タマヘ」が成立しているのだが、それでは主従という立場からいえば、「従」であるBが願いを出し、「主」である「A」がそれを許諾している。この「主」と「従」という立場に注意をしながら、もう一つ例文を出して考えてみたい。今度は上司であるAから部下のBに対して「この資料を君に見てほしいのだが」という願いがなされたとする。ここでその願いをBが承諾する場合に発せられる言葉としては、「分かりました」「かしこまりました」「拝見させていただきます」等の表現が考えられ、間違っても「見せたまえ」という表現は考えられない。どうして考えられないのかと言えば、それは立場の違いからである。Aが上司、Bがその部下であるという互いの立場からすれば、「この資料を君に見てほしいのだが」という上

司からの願いに対して部下が「見せたまえ」という発言をすることはまず考えられない。このように私達が二者以上の間で会話する場合に発せられる言葉は、各々の立場の違い（主従といったような相手との関係）によってその種類を制限されるのである。そのように各立場からしか発言できない言葉を国語学では位相語と呼び、どのような関係性の場合に言葉にどのような制限や特徴が生じるのかを研究する分野を国語位相論と呼んでいる。さきほど『新編安心論題綱要』において、「・・・してください」という言葉について、

命令や懇願となるのは、「・・・してください」と発言する側に、まず「・・・させたい」「・・・してほしい」という欲求がある時である。ところが、逆に相手側からの「・・・したい」「・・・させてほしい」という意志表示を受けての「・・・してください」という発言であれば、それは命令や懇願ではなく、相手の要請を承諾して受け入れる（許諾）という意味になるのである。

とあった。たしかに命令形ではあっても、先手の願いに対する発言であればそれは許諾となり、「・・・してください」という表現についても、先ほどの「この資料を君に見てほしいのだが」という上司からの願いに対する部下の発言が、「見せてください」とあれば、その返答は成り立つ。つまりそれは位相論という観点からも問題ないということになる。さて、それでは「タマヘ」についてであるが、先ほど主従の立場から「タマヘ」の語の使用が制限される場合のあ

ることを例文から確認したが、しかしあれはあくまで便宜上現代語を例として考えたものであり、国語位相論の原理を紹介するためのものであった。今問題としているのは蓮如使用の「タマヘ」であり、当時使用されていた「タマヘ」の語について考えなければならぬ。そこで当初私は、蓮如在世当時に「タマヘ」の語が使用される時、主従のあり方として、「主」の願いに對して「從」が許諾義として「・・・シタマヘ」という語が出せたのかという点が位相論の観点から問題となるのではと推論した。しかし、実際、「タマヘ」という補助動詞についてその使用法の変遷を調べた結果、この語が例文のような主従で限定される許諾の用法で用いられるようになったのは江戸時代後期からのようであり、『日本国語大辞典』にも以下のようにある^⑨。

江戸時代後期以降、特に上下間の敬意が弱まり、現代では、同輩以下に對して軽い敬意または親しみの氣持をこめていう補助動詞として、多く命令形が用いられる。

つまり、当時は文法的には先ほどの例文のような主従で限定される許可許諾の「タマヘ」は存在しておらず、例文のような主従の關係から、蓮如使用の「タスケタマヘ」について位相論を通してその可否を考えることは適切ではなかったわけである。結局、私の推論は的を射ていなかったようである。

たしかに、蓮如使用の「タスケタマヘ」については、阿弥陀仏の先手の願いを受け入れての言葉であり、許諾義で理解することに異

論はない。しかし、この許諾義という理解は解釈学でいえば内容主義的観点から導き出されたものである。今後も、義門師以後に提示されたこの許諾義について、国語学の視点からのアプローチを続けたい。

『御文章』における「タスケタマヘ」を用いた文章表現の特徴については別稿にて既に論じているが、今回国語学的視点からより深く考察できないものかと、位相論という観点から考えてみたが、思うような成果が出ず、ひとまず今後の課題としたい。

四 義門師前後

ここまで「タノム」「タスケタマヘ」の語について義門師前後の考察のあり方を概観し、いくつか私見も提示してきたが、まず義門師以前では語源説、古歌への依拠、音通といった、国語学적으로その正当性を承服しかねる方法によって考察がなされていたことは、既に指摘した通りである。しかし、義門師によって言葉の定格に注意を払う姿勢がもたらされ、言葉の定格を理解の一助としてそれぞれの語の義を定めていく方法がとられるようになった。現在では言葉の活用についての知識が広く共有され、活用や接続に注意しながら文をみていくという姿勢はある意味当然のこととなっているが、当時においては非常に進歩的な手法であった。確かに義門師によって文の解釈に国語学的手続きがとられるようになったことは事実であるが、過去に論争の種となった「タスケタマヘ」のようなナ

ーバスな言葉に関しては義門師以後も普通の説を通したり、あるいは文選読みという特種な訓詁法を用いようとするなど、姿勢としては語学的知識を使用しているようでも、実際には国語学的検証に堪えない主張がなされてしまった。そこには「タスケタマヘ」と他力義を国語学的知識を用いて、何としても結びつけようとするある種の焦燥感のようなものも感じられるが、惑乱期の混乱を思えばそのような所感も決して不思議なことではない。また、「タマフ」を許諾義として解釈することに関しても、位相論の観点から、もう少し義を深める余地があるように考えたのだが、今回は思うような成果が上がらなかった。

「タスケタマヘ」以外にも、国語学的観点から今後精査されるべき問題は多々あるが、義門師によって真宗聖教の考察に国語学的視点が導入された意義はやはり大きい。それを象徴する出来事として、義門師以前、華嚴の鳳潭が親鸞の和讃について「神鸞とこそ号せしか」とあるのは、親鸞の語法の無知であり、本来は「こそ」とあれば「けれ」と結ぶものであるという論難を加えた^⑤。現在考えればこの論難が成り立たないことは明白であり、「こそ」は文末に已然形を求める係助詞であるので、過去の助動詞「き」の已然形である「しか」が文末にあってもなんら文法的に不備はない。義門師以後であれば、このような論難には的確な反論もなされたであろうが、しかし、国語の基本形や活用形といった知識のない当時は、鳳潭のこの論難に対して真宗側は反論の材料に窮し、ついには若霖師が和

讃のこの「しか」について、これは喜撰法師の「わが庵はみやこのたつみしかぞすむ」の「しか」と同様の「しか」の義、つまり「然り」の義で理解すべきであるという反論を試みるに至っている。若霖師ほどの碩学であっても、国語学的知識の乏しかった当時ではかかる状況であり、この出来事からみても義門師以後と師以前とは隔世の感すらある。やはりここに、師がもたらしたものの大きさを感じずにはおれない。

ただ注意すべきは、義門師の収めた成果は多大ではあるが、どれほど言葉の基本形や活用形を正しく把握することができても、その語学的知識のみでは義を定めることはできないという点である。義門師以前の訓古学的な、あるいは語源説、音通といった国語学的手続きとして誤った考察法から、義門師を契機として言葉の定格に注意した考察法がとられるようになりはしたが、その語学的知識のみでは文章の解釈は成し得ないのである。義学、真宗でいえば教義学であるが、義学を学ぶ者が正しい語学的知識に基づいて文をみていくところにこそ、正確な解釈が成立する。語学のみ、あるいは義学のみでは聖教の文の正確な解釈には繋がらないのである。これは解釈学という内容主義と形式主義、あるいは文章法と語句法ということとも密に関連することと思われるが、真宗学の方法論として国語学の位置というものも、一度深く考えてみたい。

ともかくも、国語学が聖教理解に欠くべからざるものであることに変わりはなく、その基盤を築いた義門師の功績は量り知れない。

そのことは今回取り上げた「タノム」「タスケタマへ」の義門師前後の国語学的考察の変遷をみても明らかである。

おわりに

以上、義門師前後によって真宗聖教の国語学的考察がどのような変遷をみせたのかを、「タノム」「タスケタマへ」の語をターゲットとして考察した。それによって義門師の成した功績の大きさを痛感するとともに、義門師以後においても、例えば「タスケタマへ」のように、いまだ義を深めていく余地があるのではと考えられる事項もある。その点に関しては今後より一層考察を進めていきたい。

また、本小論においては先哲のなされた説に対して私見を述べ、時に反論もなしたが、義門師の確立された国語学を継承された先哲方が、『御文章』の文について宗祖の意と違わぬことを心血を注いで論証しようと試みられたことには、ただただ敬服するばかりであり、そこからさらに義を深めていこうと試みたのが本小論の私見である。

ともかくも、国語学的視点を通して問題が提起されることは、義門師を契機とした国語学的考察の進展なくしてはありえなかったことである。今後、師の業績を讃えるとともに、その手法を受け継ぎながらさらに考察を深めていきたい。また、語学と義学のありかたについても、一度考える機会を持ちたい。

註

- ① 三木氏の研究成果は三木幸信著『義門の研究』（風間書房刊 一九六三）にまとめられている。
- ② 『真宗聖教全書』二・三三頁
- ③ 『真宗聖教全書』二・九七頁
- ④ 『真宗聖教全書』二・六二頁
- ⑤ 『真宗聖教全書』三・四四五頁
- ⑥ 『真宗聖教全書』三・四九三頁
- ⑦ 『真宗聖教全書』三・五一五頁
- ⑧ 『真宗聖教全書』三・四九四頁
- ⑨ 『真宗全書』続六・三九七頁
- ⑩ 『真宗全書』続六・三九八頁
- ⑪ 『真宗全書』続六・三九九頁
- ⑫ 『真宗全書』続六・四〇〇頁
- ⑬ 『真宗全書』続六・四〇〇頁
- ⑭ 『真宗全書』続六・三九六頁
- ⑮ 鎮西派一条流・向阿証賢著。『大正新脩大藏經』卷八十三及び、『浄土宗全書』続八卷所収。
- ⑯ 例えば三省堂刊の『時代別国語辞典』『室町編』一〇六六頁には、当時の「タノム」の語について今日のような依頼の義での使用がほぼなかった事が指摘されている。
- ⑰ 原口針水著（顕道書院刊 一八九八）
- ⑱ 『真宗叢書』一・三九四頁
- ⑲ 「タスケタマへ考―国語学的考察の諸問題―」（『印度学佛教学研究』第五十七卷第二号所収）
- ⑳ 『真宗全書』続六・四一六頁
- ㉑ 『真宗全書』続六・四一六頁
- ㉒ 『真宗全書』続六・四二四頁
- ㉓ 『真宗全書』続六・四二四頁

- ②4 『真宗全書』続六・四二〇頁
- ②5 原口針水著『顕道書院刊 一八九二』
- ②6 瓜生津隆雄著『続真宗典籍の研究』（永田文昌堂刊 一九九二）三
四一頁
- ②7 前掲書 三四三頁
- ②8 前掲書 三四三頁
- ②9 拙稿を嚆矢とすることは梯俊夫氏「御文のタスケタマへについて」
（『顕真学報』二六所収）等に指摘されている。
- ③0 『真宗叢書』一・三八八頁
- ③1 梯俊夫「御文のタスケタマへについて」（『顕真学報』二六号）三
六頁
- ③2 吉田晃政「タスケタマへについての一考察―竹取物語引文の疑問
と共に―」（『龍谷教学』三四所収）において、そもそも『竹取物語』
の訳出の仕方に問題があることが指摘されている。
- ③3 勸学寮編『新編安心論題綱要 第二版』（本願寺出版社刊 二〇〇
二）五二頁
- ③4 『日本国語大辞典 第二版』（小学館刊 二〇〇〇）巻七・二六二
頁
- ③5 「タスケタマへの変遷―『三部仮名鈔』から『御文章』へ」（本
願寺教学伝道研究センター研究生報告論文）
- ③6 このエピソードについては、『末代无智御文和語説』（『真宗全書』
続六・三八九頁）や、瓜生津隆雄著『続真宗典籍の研究』（二七五
頁）に記述があり、鳳潭の論難に対して真宗側からも実際いくつも
の反論の書が出されており、私も何冊か確認している。この論争に
関しては稿を改めて論じる機会を持ちたい。